

参考資料

I 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、「美祢市立地適正化計画策定協議会」及び「美祢市まちづくり検討委員会」等を開催した。会議の開催状況等の経緯を以下に掲載する。

I.I 美祢市立地適正化計画策定協議会

(1) 美祢市立地適正化計画策定協議会名簿

会長	榎原 弘之	国立大学法人山口大学大学院創成科学研究科 教授
副会長	牛島 朗	国立大学法人山口大学大学院創成科学研究科 准教授
委員	札場 博義	一般社団法人美祢市医師会 会長
委員	山田 悅子	社会福祉法人美祢市社会福祉協議会 会長
委員	金子 明美	美祢市教育委員会 教育長職務代理者
委員	吉野 一	一般社団法人山口県建築士会小野田支部 理事
委員	杉本 智	美祢市商工会 理事
委員	阿部 正範	西日本旅客鉄道株式会社 広島支社 長門鉄道部 総務科長
委員	柳瀬 知美	美祢市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長
委員	原田 健一	吉則商店会 会長
令和4年度 オブザーバー	谷本 尚久 福田 将之	国土交通省中国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 課長補佐 山口県土木建築部都市計画課 主幹
令和5年度 オブザーバー	今田 修 保村 守	国土交通省中国地方整備局 建政部 建設専門官 山口県土木建築部都市計画課 主幹

(2) 策定までの経緯

令和4年度		
9月27日	第1回美祢市立地適正化計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none">立地適正化計画の概要立地適正化計画で解決すべき課題まちづくりの方針（ターゲット）目指すべき都市の骨格構造課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）
2月16日	第2回美祢市立地適正化計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none">居住・都市機能誘導の基本的な考え方居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定方針、設定条件、概ねの区域の範囲居住誘導区域外の基本的な考え方、概ねのエリアの検討
令和5年度		
6月29日	第3回美祢市立地適正化計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none">居住誘導区域都市機能誘導区域及び誘導施設居住誘導区域外のまちづくり防災指針（地区ごとの防災上の課題の整理等）
11月22日	第4回美祢市立地適正化計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none">誘導施策防災指針目標指標立地適正化計画素案
2月21日	第5回美祢市立地適正化計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none">立地適正化計画（案）

I.2 美祢市まちづくり検討委員会

(1) 美祢市まちづくり検討委員会名簿

委員長	副市長
副委員長	建設農林部長
委員	デジタル推進部長
委員	総務企画部長
委員	市民福祉部長
委員	観光商工部長
委員	美東総合支所長

委員	秋芳総合支所長
委員	教育委員会事務局長
委員	上下水道局長
委員	美祢市病院事業局管理部長
委員	消防本部消防長
事務局	建設農林部建設課

(2) 策定までの経緯

令和4年度	
8月30日	第1回美祢市まちづくり検討委員会
	<ul style="list-style-type: none">・立地適正化計画の概要・立地適正化計画で解決すべき課題・まちづくりの方針（ターゲット）・目指すべき都市の骨格構造・課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）
令和5年度	
1月27日	第2回美祢市まちづくり検討委員会
	<ul style="list-style-type: none">・居住・都市機能誘導の基本的な考え方・居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定方針、設定条件、概ねの区域の範囲・居住誘導区域外の基本的な考え方、概ねのエリアの検討
6月7日	第3回美祢市まちづくり検討委員会
	<ul style="list-style-type: none">・居住誘導区域・都市機能誘導区域及び誘導施設・居住誘導区域外のまちづくり・防災指針（地区ごとの防災上の課題の整理等）
11月1日	第4回美祢市まちづくり検討委員会
	<ul style="list-style-type: none">・誘導施策・防災指針・目標指標・立地適正化計画素案

I.3 その他

(1) 策定までの経緯

令和4年度	
3月29日	事業者意見交換会
令和5年度	
6月1日	都市計画審議会
6月27日	市議会
12月13日	市議会
12月20日 ～1月19日	パブリック・コメント
2月7日	都市計画審議会
	<ul style="list-style-type: none">・立地適正化計画の概要に関する意見交換・立地適正化計画の検討状況・立地適正化計画の検討状況・立地適正化計画素案・立地適正化計画素案・立地適正化計画（案）

2 用語集

【ア行】

アクセス

ある場所へ到達する経路又はその手段。

あっせん

届出内容により勧告を受けた者に対して、行政側が、居住誘導区域内又は都市機能誘導区域内の土地の取得について紹介や働きかけをする行為。

あんもないと号

美祢市で運行されている、路線定期運行のコミュニティバス。

【カ行】

介護保険法

介護保険の制度や給付、審査、費用、財政安定化、社会保険診療報酬支払基金等に関する規定を定めた法律。

改築

建築物の全部又は一部を除却し、同一敷地に従前の用途・構造・規模と著しく異なる建築物をつくる行為。

開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物（コンクリートプラントや 1ha 以上の墓園等）の建設を目的とした土地の区画形質の変更。なお、土地の区画形質の変更とは、宅地造成に伴う公共施設（道路等）の新設・廃止・付け替えや切土・盛土又は宅地以外の地目を宅地に変更する行為。

勧告

届出を行った者に対して、行政側が改善に向けた働きかけを行うことで、強制ではなく推奨する行為。

幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、主として都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を受け持つ道路。

既存ストック

都市を形成するうえで、これまで時間をかけて蓄積してきた道路や橋梁、給排水施設等の都市基盤や市街地、公共公益施設等の人工物に対する総称。

基盤整備

道路、公園、上下水道等の公共施設整備。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が 30 度以上の土地）で、その崩壊により一定規模以上の人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地で、県が指定する区域。

居住誘導区域

都市再生特別措置法に基づき本計画で定めるもので、人口が減少していくなかでも一定の人口集積を維持することで、生活サービスを確保し続けられるよう、居住をゆるやかに誘導していく区域。

ゲートウェイ

往来のある出入口や中継点。

建築基準法

建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めた法律。

建築行為

建築基準法第2条に定める建築物（土地に定着する工作物のうち屋根もしくは柱もしくは壁を有するもの、これに附属する工作物、又は地下もしくは高架の工作物内に設ける施設等）を新築、増築、改築し、又は移転する行為。

公共公益施設

道路、公園、下水道等のまちの骨格を形成するような施設や教育施設、集会所等の住民生活に必要な施設。

公共施設等総合管理計画

地方自治体が所有する公共施設等について、人口減少等により利用需要が変化する予想を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、更新・統廃合・長寿命化等を長期的な視点で計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、公共施設の最適な配置を実現するための計画。

工業地域

都市計画法で定める用途地域の一つで、主に工業の利便の増進を図る地域。

交通結節機能／交通結節点

鉄道の駅、バスタークニナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道等を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎする機能とその機能を有する場所。

交通モード

輸送方式。

公的不動産

国や地方公共団体が保有する不動産 (Public Real Estate)。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

国勢調査

日本国内に住むすべての人と世帯を対象とし、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき、5年に1度実施する統計調査。

国土強靭化地域計画

大規模自然災害に対して市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靭な地域づくりを計画的に推進するための計画。

コンパクト＋ネットワーク

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地等への機能集約によって、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市を目指す政策。

【サ行】

サービス水準

市民の生活において日常的に利用する頻度が高い、商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化等のサービスの享受しやすさ。

ジオタク

美祢市の公共交通モードのひとつで、事前に予約された人を乗合せにより、ご自宅まで（道路状況により異なる）お迎えに行き、目的地までつなぐデマンド型乗合タクシー。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う地域住民の組織。

地すべり防止区域

地すべり等防止法第3条に基づき、地すべり区域と隣接する地域の面積が一定規模以上のもので、河川、道路、官公署、学校等の公共建物、一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのあるものとして、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する区域。

持続可能

将来の環境や次世代の利益を損なわない範囲内で、環境を利用し、人々の欲求を満たしつつ社会的発展を進めようとする概念。

指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。市長が指定する避難場所。

指定避難所

災害により自宅へ戻れなくなった人たちが一時的に滞在する施設で、被災した人が次の住まいを確保するまでの間、生活する場所。市長が指定する避難所。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図ることを目的として定められた法律。

浸水想定区域（計画規模L1）

10～100年に1回程度が想定されている降雨（河川整備において基本となる降雨）により浸水が想定される区域。

浸水想定区域（想定最大規模L2）

想定し得る最大規模の降雨（1000年に1回程度の発生が想定されている降雨）により浸水が想定される区域。

1000年ごとに1回発生する周期的な降雨ではなく、1年の間に発生する確率が1/1000(0.1%)以下の降雨。

ストック

既に整備された道路、公園等の公共施設及び建築物や宅地等が蓄えられていること。

生活サービス施設

商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化等の、市民の生活において日常的に利用する頻度が高い施設。

総合計画

今後の市政運営の基本方針となるもので、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成される、本市の最上位計画。「基本構想」は土地利用構想、「基本計画」は、分野別の目標と方針を示したうえで、取り組むべき施策と達成すべき目標を明らかにする。「実施計画」は、具体的な事業の展開を定める。

【夕行】

耐震基準／旧耐震基準

建築基準法に定められた、住宅や建物等の構造物が一定の強さの地震に耐えられるよう、満たすべき最低限度の基準。昭和 56（1981）年の法改正により、耐震基準が強化されたことから、法改正以前の基準を旧耐震基準と呼ぶ。

大規模小売店舗立地法

地域住民の意見を反映しつつ、地方自治体が大規模小売店舗と周辺の生活環境との調和を図っていくための手続き等を定めた法律。

大規模盛土造成地

面積 3,000 平方メートル以上の谷埋め盛土、又は原地盤の勾配が 20 度以上かつ盛土高 5m 以上の腹付け盛土がなされた造成地。

宅地建物取引業法

宅地建物取引業を営む者について、その事業に対し必要な規制を行うことにより、業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正を確保すること等を目的として定められた法律。

地域公共交通計画

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成及び市民の移動手段の維持・確保のため、地域公共交通が果たすべき役割を明確にし、本市の地域公共交通の将来像とその実現に向けた取組を明示した計画。

地域拠点エリア

本計画において、秋芳地域、美東地域に本市が独自に定めるもので、比較的人口が集積していて、地域住民の生活や地域活動を支える都市機能が立地し、地域拠点を形成している中心部等、現在居住している市民の居住環境や交通利便性を確保する範囲。

地域コミュニティ

地域住民が地域と関わり合いながら生活するなかで、住民相互の交流が行われている地域社

会のこと、もしくは地域住民の集団。

地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として、公正で中立的な立場で、高齢者の多様なニーズに対応した切れ目のない包括的なサービスの提供を行うことを目的とした機関。また、保健・医療・福祉の関係者や地域住民とともに地域のネットワークを構築し、「地域包括ケア」の推進を図っている。

地域防災計画

災害対策基本法に基づき、風水害や地震等の災害が発生又は発生のおそれがある時、本市や関係機関が実施すべき事務や業務に関し、総合的な対策を定め、災害から市民の皆さん的生命、財産を守るための計画。

地域保健法

地域保健対策の推進に関する基本指針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に関し基本となる事項を定めた法律。

地方自治法

地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定めた法律。

通所系

地域住民が施設を利用する場合に、その施設まで自力で通うことを基本とした営業形態。

津波浸水想定

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深として県が指定するもの。

低未利用土地

土地利用がなされていないもの(未利用土地)又は個々の土地の立地条件に対して利用形態が適切でないもの(低利用土地)。

特定都市河川浸水被害対策法

都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、当該河川及び地域をそれぞれ特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備その他の措置を定める法律。

都市機能

商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化等、都市での生活を支えるサービスを提供する機能。

都市機能増進施設（誘導施設）

都市再生特別措置法に基づき本計画で定めるもので、商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化等、都市での生活を支えるサービスを提供する機能を有する施設のうち、都市機能誘導区域に立地を誘導すべき施設。

都市機能誘導区域

都市再生特別措置法に基づき本計画で定めるもので、誘導施設の立地や集積を図ることで、様々な生活サービスを充実させる区域。

都市計画運用指針

都市計画制度の運用にあたっての基本的な考え方や、都市計画制度、手続きの運用のあり方、個別政策課題への対応について、国が地方公共団体に対して示した指針。

都市計画基礎調査

都市計画法第6条に基づき行う基礎調査。概ね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等について、現況及び将来の見通しを調査する。

都市計画区域

都市計画法の適用を受ける土地の区域で、市町村の中心の市街地を含み、自然的・社会的条件、人口・土地利用等の現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として、県や国土交通大臣が指定する範囲。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域に関する都道府県が定める基本的な方針。都市計画の目標、区域区分の決定の有無（区域区分を定める時はその方針）、土地利用・都市施設の整備等に関する主要な都市計画の決定の方針等を定めるもの。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めた法律。

都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に基づき、都市計画区域内の各市町村の区域を対象として、市町村が都市の将来像や主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等、より地域に密着した都市計画の基本的な方針を定める計画。

都市再生整備計画

都市再生特別措置法に基づき、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市を再生するために定める当該公共公益施設の整備等に関する計画。

都市再生特別措置法

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上、都市の防災に関する機能確保等を目的に制定された法律。平成26年の改正により、立地適正化計画の策定が可能となり、令和2年の改正により、立地適正化計画の記載事項に防災指針が追加された。

土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法）に基づき、土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

図書館法

図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定めた法律。

【ナ行】

内水（氾濫）

集中豪雨等の下水道の排水能力を上回る雨が降った際に下水道や水路等から浸水する現象。

ニーズ

要望や需要。

日本標準産業分類

モノやサービスを生産又は提供する「事業所」を経済活動別に分類し、統計の結果を表示するためのもの。

ネットワーク

互いに結びつくこと、つながり。

【ハ行】

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災・減災対策に使用することを目的として、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図。

ハブ

中心点や拠点、集約する中継地。

避難確保計画

被災のおそれのある地域において、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が作成することが義務付けられている計画。大雨による浸水や土砂災害が発生するおそれがある時、高齢者施設等の要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

防災拠点

大規模災害時等に防災活動の拠点となる場や施設で、備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設等のこと。広義には避難地・避難所を含める場合もある。

【マ行】

まちなか

都市拠点等、市民生活の中心となる場。

美祢市中心市街地地区

都市再生整備計画が実施済みである、市役所等をはじめとした地区。

美祢市都市・地域拠点活性化計画

人口減少や高齢化の進展が見込まれるなか、美祢市都市計画マスタークリーンで位置づけた都市拠点及び地域拠点において、各地域特性に応じた、都市機能を維持・誘導する区域、及び維持・誘導する都市機能施設を設定し、市内各地を公共交通等のネットワークで結ぶことで、誰もが住みたくなる、住み続けたいと思う、持続可能なまちづくりを推進するための計画として、令和2年に策定された計画（令和6（2024）年3月廃止）。

メッシュ

網の目といった意味を持ち、100mメッシュであれば 100m × 100m の四角のこと。

【ヤ行】

山口県建築基準法施行条例

建築基準法第40条、第43条第3項及び第56条の2第1項の規定に基づき、建築物の敷地及び構造に関する制限の付加、都市計画区域及び準都市計画区域内の建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定について定めた条例。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種。都市機能の維持増進、住環境の保護等を目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途、容積率（敷地面積に対する建物の延べ床面積の割合）、建ぺい率（敷地面積に対する建物の建築面積の割合）及び建築物の高さについて制限を行う制度。また、都市計画区域のうち、用途地域が指定されていない地域を用途白地地域という。

要配慮者

社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々。

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設。

美祢市立地適正化計画

令和6（2024）年3月

【発行】美祢市 建設農林部 建設課

〒759-2292 山口県美祢市大嶺町東分326-1

TEL：0837-52-5221

